

日団協 技術資料D高-002-2008

貯槽以外の高圧ガス設備の開放検査周期延長 に関する評価指針

【ポンプ及び圧縮機に係る評価指針】

1. 制定目的

高圧ガス保安法第35条に基づく保安検査において、液化石油ガス保安規則（以下「液石則」という。）第80条別表第3第1項第17号ただし書きにより行う高圧ガス設備の内部及び外部の検査（以下「開放検査」という。）について平成13年3月26日付け経済産業省告示第203号にて改正された「製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示」（以下「告示」という。）第16条（高圧ガス設備の耐圧試験の適用除外の期間）及び第18条に基づき、ポンプ及び圧縮機の開放検査周期延長の確認申請を実施するにあたり、確認要件・評価基準・申請要領等についてLPガス業界の標準的な実施要領を規定することにより、LPガス製造事業者における開放検査の管理体制・検査体制の向上及び基準の明確化を図ることを目的とする。

なお、管轄都道府県知事に開放検査周期延長の確認を申請する場合は、都道府県知事の指導事項を確認の上、本指針を参考として申請手続きを実施することが望ましい。

2. 適用範囲

本指針は、評価対象事業所がポンプ及び圧縮機の開放検査周期の延長申請及び都道府県知事より延長の確認を受けた液化石油ガス保安規則事業所のLPガスポンプ及び圧縮機の検査・管理について適用する。

ただし、管轄都道府県知事より別途指示がある場合はこの限りではない。

なお、本書においては、ポンプ及び圧縮機のための充てん所1カ所を保有する事業者（本社と事業所が一体）を標準として例示・記載しているが、各事業者は本書を参考として自社の体制に合致するよう、各種基準・資料を作成・管理する。

3. 用語の定義

本書で使用する用語の意味は、下記のとおりとする。

(1)開放検査

保安検査において実施すべき「高圧ガス設備の耐圧試験」について、耐圧試験の代

替として液石則第80条別表第3第1項第17号ただし書により、「高圧ガス設備の内部及び外部について、目視及び経済産業大臣が定める非破壊検査設備による測定又はその記録により欠陥の有無を確認する検査」をいう。

なお、貯槽以外の附属機器類の開放検査は、分解点検による精密検査により行うものとする。

(2)保安検査実施日

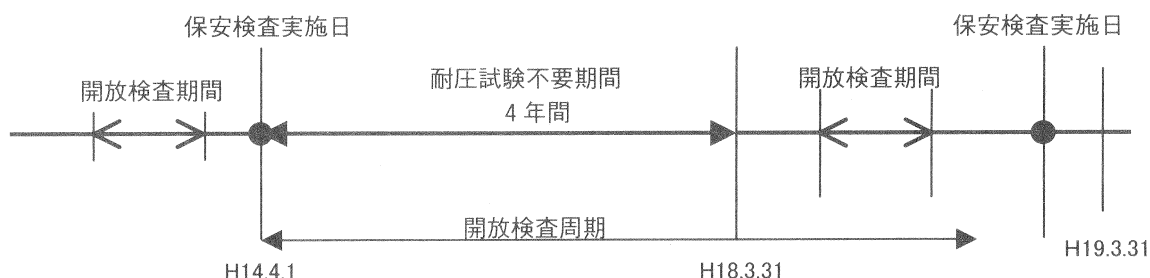
液石則様式第38にて規定された、都道府県知事又は高圧ガス保安協会若しくは指定保安検査機関（以下「都道府県知事等」という。）が交付する「保安検査証」に記載された検査年月日とする。

(3)開放検査周期

該当するポンプ及び圧縮機の完成検査又は開放検査を実施した保安検査実施日後、告示第16条又は第18条に規定された「耐圧試験の適用除外の期間」が終了した後の1年以内の保安検査実施日までとする。

ポンプ及び圧縮機の開放検査周期の参考例

[液中ポンプ以外のポンプ及び圧縮機（製造後に溶接修理等を行ったものを除く。）]



(4)評価対象事業者

開放検査周期の延長申請を実施する液石則適用第1種製造事業者。

(5)評価対象事業所

評価対象事業者におけるポンプ及び圧縮機を有する第1種製造事業所とする。

例) LPガス中継基地、LPガス充てん所、LPガスオートガススタンド及び製造に係るLPガス工業用消費者。

ただし、高圧ガス保安法第35条第1項第2号に基づく認定保安検査実施者は除く。

(6)事業者評価者

告示第18条第1項第5号に定める「開放検査のデータを適切に評価できる担当者」とする。

評価対象事業者において、周期延長の可否及び延長する場合の適切な周期等を評価するための評価担当責任者であり、次のうち1つ以上の資格保有者が望ましい。

- ・甲種機械製造保安責任者免状交付者
- ・甲種化学製造保安責任者免状交付者
- ・乙種機械製造保安責任者免状交付者

- ・ 高圧ガス保安協会認定検査事業者C種検査員証交付者又はD種検査員証交付者
- ・ (社)日本非破壊検査協会 (NDI) 認定
非破壊検査技術者検査2種 (MT & PT) 又は検査3種 (MT & PT)

(7) 評価確認者

評価対象事業者からの開放検査周期延長の申請に基づき、申請内容及び考慮すべき事項の評価・確認を実施する、評価対象事業所を管轄する都道府県知事。

(8) 受託評価実施者

都道府県知事が開放検査周期延長の申請に基づき評価を実施する場合に、都道府県知事が適切と認めて確認に係る評価を委託した者。(高圧ガス保安協会・指定保安検査機関)

(9) 現地で耐圧部にかかる溶接施工を要しないポンプ及び圧縮機

ポンプ及び圧縮機本体は製造工場にて製作され、設置された現地において組立・溶接等を実施していないもの。

(10) 軽微な補修

液石則別表第3第1項第17号ただし書きにて規定される「グラインダー加工等で措置できる軽微なもの。」の内、グラインダー加工の補修のみとする。

4. 評価確認の要件

4.1 評価対象設備 (周期延長確認対象ポンプ及び圧縮機)

評価対象設備はポンプ及び圧縮機1基毎であって、次の各要件を満足するものとする。

- ① 評価対象事業者の事業所に設置されたもの
- ② 現地で耐圧部にかかる溶接施工を要しないもの
- ③ 平成13年3月26日以降において、告示第18条に規定する「耐圧試験の適用除外の期間」に基づき、通常の周期で開放検査を実施しているもの
(参考) 通常の開放検査周期は表5-5参照
- ④ 設置後、割れが発生したことがないもの
- ⑤ 前回の開放検査以後、検査を行った場合には、当該検査により異常のないことが確認されたもの
(直近の2回の開放検査において、溶接補修等を要する欠陥がないもの)

4.2 事業者評価者

評価対象事業者は、下記の要件を満足する担当責任者 (事業者評価者) を1名以上